当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見をいう。）が含まれており、かつ、当該会計監査報告に係る計算書類に会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第九十八条第一項第一号に規定する継続企業の前提に関する注記がないこと。

三　その親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。）が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であつて、当該親会社の直近の有価証券報告書等（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は同法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。）に記載された純資産の額が五十億円以上であること。

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
第一表の一　販売電力量・契約口数	小売電気事業者	翌々月十五日
第一表の二　リスク管理体制の運用状況	小売電気事業者	当該小売電気事業者の毎事業年度の最終月の末日から三月を経過する日
第一表の三　資金の概況	小売電気事業者	毎四半期の最終月の末日から一月を経過する日
第二表　小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から四月を経過する日
（削る）	（削る）	（削る）
第三表　小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した非化石電源に係る電気の電力量及び非化石証書の調達量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から四月を経過する日
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表（第二条関係）

表番号及び当該表の名称	報告対象者	報告期限
第一表　販売電力量・契約口数	小売電気事業者	翌々月十五日
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第二表　低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等	小売電気事業者	毎四半期の最終月の末日から一月を経過する日
第三表一一　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から二月を経過する日
第三表一二　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量	当該契約の供給主体である小売電気事業者	毎事業年度の最終月の末日から二月を経過する日
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）